

「別論」トシテ、我々憲法上ノ理論ニ非サルナリ、或ハ此ノ如ク
其時聖王ノテ、長ク可ク之故、大臣ノテ、君主ノ過失ノ代リテ責任任
セハ、ハトシテ、尚更ニ余理ナル、或ハ聖王ノテ、復ク可ク之テ、並行
為ル、ナリテ、法律ヨリ、以テ、責任トシテ、除ク、外ニ、ナリ
是法上ニ責任ナシト、明言シテ、行方、白ク、或ハ、代リテ、責任任
シ、前ノ君主ノ、甚ク、シキ者、ナリテ、其行為、白ク、責任任
同、ナリテ、其ノ、狂人ノ、犯罪トシテ、行方、白ク、責任任
ナリテ、何入、セテ、代リテ、責任任、白ク、ナリテ、過理ナシ、或ハ、代リテ、責任任
ナリテ、其ノ、責任任、白ク、ナリテ、其ノ、責任任、白ク、ナリテ、其ノ、責任任
ナリテ、其ノ、責任任、白ク、ナリテ、其ノ、責任任、白ク、ナリテ、其ノ、責任任
大臣ノ、責任任、白ク、ナリテ、其ノ、責任任、白ク、ナリテ、其ノ、責任任

「別論」トシテ、我々憲法上ノ理論ニ非サルナリ、或ハ此ノ如ク
其時聖王ノテ、長ク可ク之故、大臣ノテ、君主ノ過失ノ代リテ責任任
セハ、ハトシテ、尚更ニ余理ナル、或ハ聖王ノテ、復ク可ク之テ、並行
為ル、ナリテ、法律ヨリ、以テ、責任トシテ、除ク、外ニ、ナリ
是法上ニ責任ナシト、明言シテ、行方、白ク、或ハ、代リテ、責任任
シ、前ノ君主ノ、甚ク、シキ者、ナリテ、其行為、白ク、責任任
同、ナリテ、其ノ、狂人ノ、犯罪トシテ、行方、白ク、責任任
ナリテ、何入、セテ、代リテ、責任任、白ク、ナリテ、過理ナシ、或ハ、代リテ、責任任
ナリテ、其ノ、責任任、白ク、ナリテ、其ノ、責任任、白ク、ナリテ、其ノ、責任任
大臣ノ、責任任、白ク、ナリテ、其ノ、責任任、白ク、ナリテ、其ノ、責任任

凡そ裁判官の職務は、法律を以て標準とし、
事實を以て材料とし、法律を適用して事實を
判断し、事實を以て法律を適用するに在り、
是れ裁判官の職務の本質也。然るに裁判官の
職務は、法律を適用して事實を判断するに在り、
事實を以て材料とし、法律を適用して事實を
判断するに在り、是れ裁判官の職務の本質也。
凡そ裁判官の職務は、法律を以て標準とし、
事實を以て材料とし、法律を適用して事實を
判断するに在り、是れ裁判官の職務の本質也。

裁判官の職務

裁判官の職務は、法律を以て標準とし、
事實を以て材料とし、法律を適用して事實を
判断するに在り、是れ裁判官の職務の本質也。
凡そ裁判官の職務は、法律を以て標準とし、
事實を以て材料とし、法律を適用して事實を
判断するに在り、是れ裁判官の職務の本質也。
凡そ裁判官の職務は、法律を以て標準とし、
事實を以て材料とし、法律を適用して事實を
判断するに在り、是れ裁判官の職務の本質也。

111

意ヲ反シタルモノナリトスルコト得ニ故ニ余ハ試ムル權
限ト今割カトシテ三權論ノ本旨ナリト解スルナリ
仏制ノ世々中ノ權カヲ自割シタルコトマシテ權カノ作用
ヲ自割シタルモノナリ然レモ今ハ國體ナリ
憲法ノ主テカノ國權ノ円満確カク故ニ其作用ニ唯
ナリ其權カニ或權限ヲ有シテ其權限ノ行ハルニ
ルニ故ニ世々見ルニ其法權司法權アルカ如ク見ルナリ
水ノ池ノ中ニアル鱈ハ別トナリシテ各異ナルカ如クテ
異界ト見ルニナリ亦ノ水ノ中ニ有テ異ナルモノナ
リニ故ニ權カノ權カヲ通シテ行ハルニモ又然リ權カノ
權カノ如ク見ルニ其通シテ行ハルニ權カノ如ク見
ルナリ故ニ權カノ權カニハ權カノ權限ヲ今割シタル

ト若ト見ルコト可ト思フナリ

學ニテモ憲法上ノ大權

憲法上ノ大權ハ主カク行政權ヲ指シテ其權限ノ所在ヤニテ親裁
ニテ行政權ノ範圍ナリテ其權限上ニテ行政權ノ所在ヤニテ親裁

執行するに非ざるは法律の補助に力なきに解釈せり保し小教し入向ハナリト
ラバド昔ハ独ニ命令ト云ハ法律ヨリ獨立し即チ法律ノ委任ノ依ラズテ
命令ヲ發スル權アルコト認ムルモノナリ

我思はハ法律ノ他ト独ニ法律設クモ其ノ命令ヲ指シ據ケルハ法律ノ
執行ノ外尚法律ト抵触セリト母國ノ權利ノ名ニ於テハ特ニ法律ノ委任
及無キセリトセリヤシ得ル九条ハ法律ノ特ニ法律ノ委任アリ

憲法第九條ノ英譯者答ハソノ事ニ對シテ法律ノ委任及獨ニ
法律設ク自ノ自設ヲ述ノルコト信シ得テ命令ヲ指スルコトハ其ノ事ニ對シテ
ラバド昔ノ事ニ對シテ法律ノ委任アリ

外國ノ教科書 *But what American* 及其他は其ノ
事ハソノ事ニ對シテ法律ノ委任アリ
命令ヲ發スルコトハ法律ノ委任アリ

說明のルモノナリ

私法上ノ千億ノ付テハ權利ヲ委任ト又キヲ執業スルコトヲ得ル然レモ法律
上ノ千億ノ付テハ權利ヲ委任ト又キヲ執業スルコトヲ得ル然レモ法律
ハ國會ニ於テ其ノ事ヲ以テ國家ノ社會ノ秩序ヲ維持スルニ必要ナ
ルコトヲ認メテ法律ノ委任トシテ之ヲ委任スルコトヲ許スルコトヲ
分テ主義ノ外ニテ其ノ事ヲ認メテ之

我國ニ於テ法律ノ委任トシテ之ヲ委任スルコトヲ許スルコトヲ
分テ主義ノ外ニテ其ノ事ヲ認メテ之
ノ他ノ法律ニ於テ法律ノ委任トシテ之ヲ委任スルコトヲ許スルコトヲ
分テ主義ノ外ニテ其ノ事ヲ認メテ之

我國ニ於テ法律ノ委任トシテ之ヲ委任スルコトヲ許スルコトヲ
分テ主義ノ外ニテ其ノ事ヲ認メテ之
ノ他ノ法律ニ於テ法律ノ委任トシテ之ヲ委任スルコトヲ許スルコトヲ
分テ主義ノ外ニテ其ノ事ヲ認メテ之

律令

法律ヲ執行スルノ爲メニ命令ヲ發スルハ法律ヲ執行スルハ法律
ノ本質ニ依リテ

行政命令ハ公文書トシテモナリ勅裁ヲ仰キ天皇自ラノ存シテモ
ナカレバモ下省令縣令郡令村町長其何レヨリモテカ
ル形式上ノ區別ナシ

現今ハ法律ハ官報ヲ載セテ公布スルモ法律トシテ命令モ法律ト同
ク尊厳ヲ有リ裁可シ公布スルモ裁可スルモナリ此ハ若シテ推
内ノ裁可直裁可ト公布スルモ法律ノ後ハ法律ハ法律命令ニ
シテ異ナラズ

府縣令下州令市令町長令府縣令ハ是レモ公布スルモ
公布スルモ中其ノ裁可ナク然レモ公布スル

命令ノ分類ヲ三種トセリ然レモ此好種々ノ分類ハ法律命令
令ノ干渉ヨリ命令ノ執行命令ヲ獨立命令トシテ之ヲ律令
前告ハ法律ノ執行ノ爲メニ發スル者ハ法律ノ抵触セザル限
テ委任セシテ發スルモノ又ハ外委任命令トシテ之ヲ法律
委任ヨリテ發スルモノ又ハ法規命令トシテ之ヲ律令トシテ
法律ノ性質ヲ有シ若シテ委任ノ命令ハ性質ニ依リテ法律命令
令軍令命令等ヲ收束スル種トス
然レモ裁可命令ハ公布造物管理命令ト區別スル可ナリ
公布造物ノ人又物ヨリ成ルル幸福ノ爲メニ設備ナクハ
昔ナリカキ行政法上ヨリ區別スルモ異ナリ

固より憲法精神を以て原則たるが故に権限は必ず守らるべきにして其意は公衆
の利益に在り

又法律の制定に於ては其の義務を負ふ人権の制限を以て標準とするべき意
味を以て法律の制定に於ては其の義務を負ふ人権の制限を以て標準とするべき意
は権限の干渉を以て法律の制定に於ては其の義務を負ふ人権の制限を以て標準とするべき意
を以て法律の制定に於ては其の義務を負ふ人権の制限を以て標準とするべき意
を以て法律の制定に於ては其の義務を負ふ人権の制限を以て標準とするべき意
を以て法律の制定に於ては其の義務を負ふ人権の制限を以て標準とするべき意

此原則の法律は其の義務を負ふ人権の制限を以て標準とするべき意
を以て法律の制定に於ては其の義務を負ふ人権の制限を以て標準とするべき意
を以て法律の制定に於ては其の義務を負ふ人権の制限を以て標準とするべき意
を以て法律の制定に於ては其の義務を負ふ人権の制限を以て標準とするべき意
を以て法律の制定に於ては其の義務を負ふ人権の制限を以て標準とするべき意
を以て法律の制定に於ては其の義務を負ふ人権の制限を以て標準とするべき意

合して之を法律の制定に於ては其の義務を負ふ人権の制限を以て標準とするべき意
を以て法律の制定に於ては其の義務を負ふ人権の制限を以て標準とするべき意
を以て法律の制定に於ては其の義務を負ふ人権の制限を以て標準とするべき意
を以て法律の制定に於ては其の義務を負ふ人権の制限を以て標準とするべき意
を以て法律の制定に於ては其の義務を負ふ人権の制限を以て標準とするべき意
を以て法律の制定に於ては其の義務を負ふ人権の制限を以て標準とするべき意

又其の義務を負ふ人権の制限を以て標準とするべき意
を以て法律の制定に於ては其の義務を負ふ人権の制限を以て標準とするべき意
を以て法律の制定に於ては其の義務を負ふ人権の制限を以て標準とするべき意
を以て法律の制定に於ては其の義務を負ふ人権の制限を以て標準とするべき意
を以て法律の制定に於ては其の義務を負ふ人権の制限を以て標準とするべき意
を以て法律の制定に於ては其の義務を負ふ人権の制限を以て標準とするべき意

其の義務を負ふ人権の制限を以て標準とするべき意
を以て法律の制定に於ては其の義務を負ふ人権の制限を以て標準とするべき意
を以て法律の制定に於ては其の義務を負ふ人権の制限を以て標準とするべき意
を以て法律の制定に於ては其の義務を負ふ人権の制限を以て標準とするべき意
を以て法律の制定に於ては其の義務を負ふ人権の制限を以て標準とするべき意
を以て法律の制定に於ては其の義務を負ふ人権の制限を以て標準とするべき意

此等特別ナル法律事項アル故ニ公國凡ノ集法ニテハ法律ヲ命令ノ
 權限ノ範圍ハ尙尙ナリ入ノ自由權利等ノ點ニテハ法律事項ニ對
 面トシテ其他ノ命令ノ範圍トシテ然レドモ理論ノ上ニ實際ハ諸國ノ君主ハ
 法律事項ヲ得ルハリ我國ノ如キハ彼ノ如キ法律事項ナク又主權ノ所在ニ依
 テ今ノ觀念ニ用テ之ルニ其法律動カズルニ命令モ又法律ノ同一人民自
 由ノ制限ナルカナルノ點ニモカ故ニ入ノ自由權利ノ範圍ハ法律ニ依
 テ之ルモノナリ其ノ原則ニテハ論ニテハ法律ニ依ルモノナリ

此ノ帝國憲法及他國憲法ノ關係ニテハ其ノ事實柄ノ別記ニ
 依リテ法律ノ自由ナルカナルノ點ニモカ故ニ入ノ自由權利ノ範圍ハ法律ニ依
 テ之ルモノナリ其ノ原則ニテハ論ニテハ法律ニ依ルモノナリ

國ノ自由ナルカナルノ點ニモカ故ニ入ノ自由權利ノ範圍ハ法律ニ依
 テ之ルモノナリ其ノ原則ニテハ論ニテハ法律ニ依ルモノナリ

附七章條約

外國ノ對シテ條約ヲ締結スルハ其ノ權ニ屬スル條約ヲ締結スル事項ニ非
 又命令事項ニ非ズ大抵ノ行動ニ依リテ種ノ形式ナリ故ニ特ニ法律ニ依ルモノナリ

又条約締結の行政行為は行政の法律命令として於て府の所官
 府の行為は条約の行政官府の権限として之を條約の目的に基き
 國の利益を論ずるハナリ國際法に於て條約の論を國と國との條約に
 束縛するハ法律上の條約と國際法上の條約とを如何に入し依り締結
 するハ國內に於て如何に効力あるカハ國際法の問題に非ず國際法
 上の條約は國際法上の條約の法理の說明

條約の國と國との條約と條約の法理の主母の國家と條約の國の主権者
 好國の對して條約の所行の人民の對して法令の異なり國際上の條約は
 國の平等なり國と國との條約の履行の手續は故に法律上の命令式に於て
 好國の對して條約の履行の手續は條約の履行の手續は條約の履行の
 手續の對して地位の條約の對して命令の履行の手續は條約の履行の
 手續の對して地位の條約の對して命令の履行の手續は條約の履行の

條約の形式

條約の命令意は平等の人の或目的を以て之を爲る命令として之を履行するハ
 約の履行の法上の契約の原則として之を履行するハ約の履行の法上の
 契約の履行の法上の契約の原則として之を履行するハ約の履行の法上の
 契約の履行の法上の契約の原則として之を履行するハ約の履行の法上の
 契約の履行の法上の契約の原則として之を履行するハ約の履行の法上の

條約の履行の法上の契約の原則として之を履行するハ約の履行の法上の
 契約の履行の法上の契約の原則として之を履行するハ約の履行の法上の
 契約の履行の法上の契約の原則として之を履行するハ約の履行の法上の
 契約の履行の法上の契約の原則として之を履行するハ約の履行の法上の
 契約の履行の法上の契約の原則として之を履行するハ約の履行の法上の
 契約の履行の法上の契約の原則として之を履行するハ約の履行の法上の

カニルルノ州ニシテハ種々ノ特別ナル事
設クモ此ノ州ニ降ルルモノハ大ニ特ニ特別ニ
判所ノ事ニシテハ
裁判所ノ事ニシテハ *Jakman's Dis-Respect*
ノ事ニシテハ
政府ノ事ニシテハ
大ニ特別ナル事ニシテハ

第九卷 行政

行政ノ事ニシテハ種々ノ特別ナル事
設クモ此ノ州ニ降ルルモノハ大ニ特ニ特別ニ
判所ノ事ニシテハ
裁判所ノ事ニシテハ *Jakman's Dis-Respect*
ノ事ニシテハ
政府ノ事ニシテハ
大ニ特別ナル事ニシテハ

行政官の職務を維持し且其権限を擴張する為ニ官府の行つ所を同種
の官の行政の権限を擴張する為ニ國家の目的を達する爲ニ
見らるるなり

前記の如く行政官の職務を擴張する爲ニ官府の行つ所を同種
の官の行政の権限を擴張する為ニ國家の目的を達する爲ニ
見らるるなり

行政官の職務を維持し且其権限を擴張する為ニ官府の行つ所を同種
の官の行政の権限を擴張する為ニ國家の目的を達する爲ニ
見らるるなり

行政官の職務を維持し且其権限を擴張する為ニ官府の行つ所を同種
の官の行政の権限を擴張する為ニ國家の目的を達する爲ニ
見らるるなり

GANSHODO-SHO
KANDA TO
日本

2320
71

35754

日本書紀

購
衆議院
13.1.20
圖書館

日本書紀

